

京都市告示第 3 1 4 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 1 年 1 1 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
銀閣寺宇多野線	右京区御室芝橋町 1 番地の 4 地先内	旧	メートル 1.50	メートル 11.55
		新	1.50	11.55 ~ 13.35

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
神宮道	東山区栗田口三条坊町 21 番地の 1 地先内	旧	メートル 16.80	メートル 5.85 ~ 6.60
		新	16.80	6.00 ~ 6.60
一橋緯 4 号線	東山区東瓦町 682 番地の 3 地先から 同町 679 番地の 10 地先まで	旧	16.40	2.80 ~ 3.25
		新	16.40	6.00 ~ 6.01

久我38号線	伏見区久我東町6番地の85地先から	旧	29.00	0.70
	同町6番地の83地先まで	新	29.00	2.37

(建設局土木管理部道路明示課)